

原子力委員会

主管省及び庶務担当部局課 内閣府科学技術・イノベーション推進事務局原子力政策担当室

電話番号 (03) 6257-1315

ホームページ <http://www.aec.go.jp/>

根拠法令 原子力基本法第4条、原子力委員会設置法

設置年月日 昭和31年1月1日

所掌事務

次に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定すること

1. 原子力利用に関する政策に関すること
2. 関係行政機関の原子力利用に関する事務の調整に関すること
3. 原子力利用に関する資料の収集及び調査に関すること
4. 前三号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき委員会に属させられた事務その他原子力利用に関する重要事項に関すること

分科会等<分科会> なし

<部会> 医療用等ラジオアイソトープ製造・利用専門部会

委員<定数> 委員長、委員2名の計3人

うち常勤 2人

<任期> 3年

<氏名> ◎上坂 充（常勤）

佐野 利男（常勤）

中西 友子（東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授）

諮問・答申事項等

- ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所（北地区）の原子炉設置変更許可〔H T T R（高温工学試験研究炉）原子炉施設の変更〕について（答申）（R2. 4. 22）
- ・ 東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（6号及び7号発電用原子炉施設の変更）について（答申）（R2. 4. 30）
- ・ 日本原燃株式会社再処理事務所における再処理の事業の変更許可について（答申）（R2. 6. 2）
- ・ 関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）について（答申）（R2. 6. 24）
- ・ 四国電力株式会社伊方発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号原子炉施設の変更）について（答申）（R2. 7. 28）
- ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の原子炉設置変更許可〔S T A C Y（定常臨界実験装置）施設等の変更〕について（答申）（R2. 7. 30）
- ・ 令和元年度原子力白書について（R2. 8. 31）
- ・ リサイクル燃料貯蔵株式会社リサイクル燃料備蓄センターにおける使用済燃料の貯蔵の事業の変更許可について（答申）（R2. 10. 1）
- ・ 九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）について（答

- 申) (R2. 10. 15)
- ・ 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）(R2. 11. 6)
 - ・ 関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）(R2. 12. 15)
 - ・ 関西電力株式会社美浜研究所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）について（答申）(R3. 2. 15)
 - ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）の変更について（答申）(R3. 2. 17)
 - ・ 京都大学複合原子力科学研究所の原子炉設置変更承認（臨界実験装置の変更）について（答申）(R3. 3. 17)
 - ・ 九州電力株式会社玄海原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）(R3. 4. 14)
 - ・ 関西電力株式会社美浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号発電用原子炉施設の変更）について（答申）(R3. 4. 14)
 - ・ 関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉の設置変更許可（1号、2号、3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）(R3. 4. 14)
 - ・ 関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉の設置変更許可（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）について（答申）(R3. 4. 14)

- ・中国電力株式会社島根原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（2号発電用原子炉施設の変更）について（答申）
(R3. 7. 15)
- ・令和2年度版原子力白書について(R3. 7. 27)
- ・医療用等ラジオアイソトープ製造・利用専門部会の設置について(R3. 11. 16)
- ・日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）について（答申）
(R3. 12. 15)
- ・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）について（答申）(R4. 2. 24)
- ・日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉施設の変更）について（答申）
(R4. 2. 24)